

赤穂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

赤穂市長 牟禮正稔

赤穂市規則第2号

赤穂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

赤穂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年赤穂市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

付 則

この規則は、公布の日から施行する。